

別記3 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
中型まき 網漁業	いわし、あ じ、さばま き網漁業	1隻	15ト以上 20ト未満 890キロワット (旧馬力190) 以下	宇和海 ただし、別記4表1の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)	3隻	5ト未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	宇和海 ただし、別記4表2の部16の項から28の項 までに掲げる区域を除く。	9.1～ 翌4.30 及び 6.1～ 8.17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		5隻	5ト未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海 ただし、別記4表2の部16の項から29の項 までに掲げる区域を除く。	9.1～ 翌4.30 及び 6.1～ 8.17	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
小型まき 網漁業	いわし、あ じ、さばま き網漁業	1隻	定めなし	宇和海 ただし、別記4表1の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
流し網漁 業	さわら流し 網漁業	1隻	定めなし	宇和海	1.1.～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	さごし、め じか流し網 漁業	1隻	定めなし	宇和海	3.16.～ 6.15 8.1～ 翌1.15	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
刺し網漁 業	あじ刺し網 漁業	3隻	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
敷網漁業	いわし、あ じ、さば浮 敷網漁業	2隻	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。